

退職給付会計実務シリーズ⑨ 日本基準とIFRS（IAS第19号）の比較

公認会計士 後藤 知弘 ごとう ともひろ

退職給付会計実務シリーズでは、7回目まで日本の退職給付会計について、8回目に3月決算企業では2014年3月期から段階的に適用されることになる「改正後日本基準」（2012年5月17日に企業会計基準委員会より公表された「企業会計基準第26号 退職給付に関する会計基準」及び「企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針」）への対応について取り上げた。

IFRS（国際財務報告基準）において退職給付に関する会計を取扱うIAS第19号は2011年6月16日に改訂された。改訂IAS第19号は2013年1月1日以後開始する事業年度から適用される。以下に述べる内容は改訂IAS第19号の内容である。

日本基準とIAS第19号は、それぞれの改正により、確定給付制度に関する会計の差異が縮小している。本稿では改正後日本基準とIAS第19号とを比較して解説する。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

■会計処理の比較

改正後日本基準とIAS第19号を会計処理について比較すると以下ようになる（改正後日本基準の会計処理についての詳細は本誌2013年2月号（Vol.438）「退職給付会計実務シリーズ②退職給付会計の概要」で解説している）。なお、以下に記載する改正後日本基準の会計処理に関する取扱いは、連結財務諸表にのみ適用され、個別財務諸表においては改正前基準の取扱いを当面の間継続することとされている。

◆貸借対照表（財政状態計算書）

◇改正後日本基準

改正後日本基準では、退職給付債務から年金資産の額を控除した額（積立状況を示す額）を負債（退職給付に係る負債）又は資産（退職給付に係る資産）として計上する。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上で貸借対照表の純資産の部（その他の包括利益調整額）で認識することとしている。

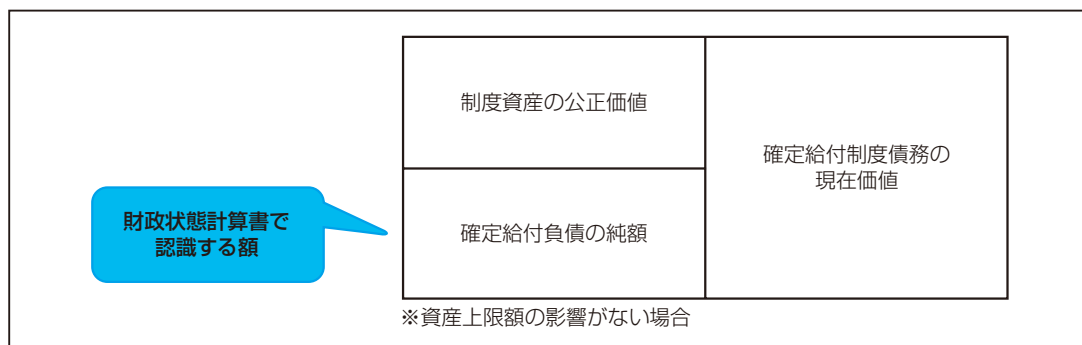
$$\text{退職給付に係る負債（資産）} = \text{退職給付債務} - \text{年金資産}$$

◇IAS第19号

IAS第19号では、確定給付制度債務の現在価値（日本基準の退職給付債務に相当）から制度資産の公正価値（日本基準の年金資産の額に相当）を控除

したものに資産上限額の影響を調整したものを「確定給付負債（資産）の純額」として財政状態計算書（日本基準の貸借対照表に相当）で認識する。

$$\text{確定給付負債（資産）の純額} = \text{確定給付制度債務の現在価値} - \text{制度資産の公正価値} + \text{資産上限額の影響}$$



IAS第19号では、改正後日本基準と異なり、資産上限額の影響を考慮する必要がある。IAS第19号では、制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を超過する場合、すなわち積立超過の場合、確定給付資産の純額は資産上限額に制限される。また、過去の勤務に関する最低積立要件がある場合、支払うべき掛金が制度の支払後に利用可能とならない範囲で追加で負債を認識することが求められている。

◆損益計算書及び包括利益計算書 (純損益及びその他の包括利益計算書)

◇改正後日本基準

改正後日本基準では、勤務費用、利息費用、期待運用収益、数理計算上の差異の当期費用処理額、過去勤務費用の当期費用処理額を、退職給付費用として当期純利益を構成する項目に含めて計上する。

数理計算上の差異と過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されていない部分については、その他の包括利益に含めて計上し、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整(組替調整)を行う。

当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用並びに当期に費用処理された組替調整額は、その他の包括利益に、「退職給付に係る調整額」等の適当な科目をもって、一括して計上する。

◇IAS第19号

IAS第19号では、確定給付負債(資産)の純額の変動を、勤務費用、確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額、確定給付負債(資産)の純額の再測定の3つの要素に分解する。勤務費用、確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額は純損益に表示し、確定給付負債(資産)の純額の再測定はその他の包括利益に表示する。なお、その他の包括利益で認識した再測定を、その後の期間において純損益に振替えることは禁止されている。

○勤務費用

勤務費用は次のものから構成される。

- 当期勤務費用
当期中の従業員の勤務により生じる確定給付制度債務の現在価値の増加
- 過去勤務費用
制度改定又は縮小により生じる、過去の期間の従業員の勤務に係る確定給付制度債務の現在価値の変動
- 清算損益

○確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額

確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額とは時の経過により生じる当期中の確定給付負債(資産)の純額の変動をいい、確定給付負債(資産)の純額に、割引率を乗じて算定する。

$$\text{確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額} = \text{期首の確定給付負債(資産)の純額} \times \text{割引率}$$

ただし拠出及び給付支払による確定給付負債(資産)の純額の期中の変動を考慮に入れることとされている。

なお、確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額は、制度資産に係る利息収益、確定給付制度債務に係る利息費用及び資産上限額の影響に係る利息から構成されるとみることができる。

$$\begin{aligned} \text{確定給付制度債務に係る利息費用} &= \text{期首の確定給付制度債務の現在価値} \times \text{割引率} \\ \text{制度資産に係る利息収益} &= \text{期首の制度資産の公正価値} \times \text{割引率} \\ \text{資産上限額の影響に係る利息} &= \text{期首の資産上限額の影響} \times \text{割引率} \end{aligned}$$

○確定給付負債(資産)の純額の再測定

確定給付負債(資産)の純額の再測定は次のものからなる。

- 数理計算上の差異
数理計算上の差異は、次のものから生じる確定給付制度債務の現在価値の変動をいう。
事前の数理計算上の仮定と実際の結果との差異の影響である実績の修正
数理計算上の仮定の変更の影響

- 確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く、制度資産に係る収益
制度資産に係る収益 - 制度資産に係る利息収益

- 確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く、資産上限額の影響に係る変動
資産上限額の影響のすべての変動 - 資産上限額の影響に係る利息

確定給付制度債務の現在価値、制度資産の公正価値及び資産上限額の影響の変動を、勤務費用、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額、確定給付負

債（資産）の純額の再測定の3つの要素に分解すると以下ようになる。

	確定給付制度債務の現在価値	制度資産の公正価値	資産上限額の影響
勤務費用	当期勤務費用 過去勤務費用 清算損益	—	—
確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額	確定給付制度債務に係る利息費用	制度資産に係る利息収益	資産上限額の影響に係る利息
確定給付負債（資産）の純額の再測定	数理計算上の差異	確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く、制度資産に係る収益	確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く、資産上限額の影響に係る変動

改正後日本基準とIAS第19号の主な差異は以下の通りである。

	改正後日本基準	IAS第19号
期待運用収益（利息純額）の算定	年金資産に係る期待運用収益について、 <u>長期期待運用収益率</u> を使用して算定	制度資産に係る利息収益について、 <u>割引率</u> を使用して算定
数理計算上の差異（再測定）の認識	その他の包括利益で即時認識し、その後の期間で当期純利益に振替	その他の包括利益で即時認識し、その後の期間で純損益に振替えることは禁止
過去勤務費用の認識	その他の包括利益で即時認識し、その後の期間で当期純利益に振替	制度変更等が生じた期間に純損益で即時認識

■退職給付債務（確定給付制度債務の現在価値）の比較

◇給付の勤務期間帰属方法

改正後日本基準では、IAS第19号と同等とされている「給付算定式基準」が導入された。これにより、「給付算定式基準」を採用する限り、改正後日本基

準とIAS第19号に差異はないものと考えられる。

しかし、改正後日本基準においては、従前の「期間定額基準」と「給付算定式基準」の選択適用とされているため、その点はIAS第19号との差異としてなお残っている。

	改正後日本基準	IAS第19号
給付の勤務期間帰属方法	期間定額基準と給付算定式基準の選択適用	給付算定式に基づく方法

なお、詳細は本誌2013年4月号（Vol.440）「退職給付会計実務シリーズ④退職給付債務の計算」で解説している。

◇割引率の設定

改正後日本基準では、割引率は退職給付の支払見込期間を反映するものでなければならないとされており、この点はIAS第19号と同様な取り扱いとなった。しかし、以下の差異が残っている。

• 割引率の基礎となる債券

改正後日本基準では、割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、割引率の基礎となる安全性の高い債券の利回りとして、国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれているとされている。一方、IAS第19号では、原則として、報告期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定することとされている。

・重要性基準

改正後日本基準では、割引率の変動に関する重要性基準がある。割引率の設定にあたっては、前期末に設定した割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した

退職給付債務が10%以上変動しないと推定される場合には、前期末の割引率を用いることができる。これを「重要性基準」という。一方、IAS第19号では、重要性基準に相当する定めはない。

	改正後日本基準	IAS第19号
参照する債券の種類	国債、政府機関債及び優良社債	優良社債
重要性基準	適用あり	重要性基準に相当する定めはない

なお、詳細は2013年5月号（本誌Vol.440）「退職給付会計実務シリーズ⑤割引率」で解説している。

一方、改正後日本基準では将来の死亡率の変動を織り込むことについて特に言及されていないため、改正後日本基準とIAS第19号で死亡率の設定に差異が生じる可能性がある。

◇死亡率

IAS第19号では、将来の死亡率の変動を織り込んで退職給付債務等の評価を行うことが要求されて

	改正後日本基準	IAS第19号
死亡率の設定	死亡率の予想される変動を考慮することについて特に言及されていない	死亡率の改善の見積り等により死亡率の予想される変動を考慮に入れる

■年金資産（制度資産の公正価値）の比較

◇改正後日本基準

日本基準では、厚生年金基金及び確定給付企業年金において保有する資産は年金資産に該当するとされている。ただし、厚生年金基金及び確定給付企業年金基金における業務経理に係る資産は年金資産に含まれない。なお、企業年金制度において計上されている未収掛金は、事業主が未払掛金を計上した場合、その金額を限度として、年金資産に含めるとされている。

◇IAS第19号

IAS第19号第8項では、制度資産は次のように定義されている。

制度資産は、次のものからなる。
 (a) 長期の従業員給付基金が保有している資産
 (b) 適格な保険証券

厚生年金基金及び確定給付企業年金において保有する資産は、「長期の従業員給付基金が保有している資産」と解され、制度資産に該当すると考えられる。

なお、退職給付信託についてはIAS第19号には特段の定めはないため、個別の退職給付信託が制度資産に該当するかどうかは、IAS第19号第8項で定められている制度資産の定義を満たすかをそれぞれ確かめなければならない。

以上